

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

平成30年度決算及び令和2年度当初予算における充当状況については、下記のとおりである。

平成30年度決算の充当状況

【歳入】

地方消費税交付金 303,058千円

<内訳> 177,451千円（一般財源分）

125,607千円（社会保障財源分）

【歳出】

引き上げ分（社会保障財源分）の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

（単位：千円）

事業名	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
障がい介護給付等事業	355,631	178,549	84,751			92,331
老人施設保護措置事業	38,668				8,209	30,459
介護保険事業特別会計繰出	248,847	1,120	560			247,167
国民健康保険事業特別会計繰出	101,328	14,136	46,952			40,240
後期高齢者医療事業	278,458		41,857			236,601

令和2年度当初予算の充当状況

【歳入】

地方消費税交付金 385,000千円

<内訳> 225,610千円（一般財源分）

159,390千円（社会保障財源分）

【歳出】

引き上げ分（社会保障財源分）の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

（単位：千円）

事業名	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
障がい介護給付等事業	380,303	189,801	94,900			95,602
老人施設保護措置事業	42,069				8,308	33,761
介護保険事業特別会計繰出	285,142	8,200	4,000			272,942
国民健康保険事業特別会計繰出	99,078	14,150	46,450			38,478
後期高齢者医療事業	246,330		37,904			208,426